The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	パロディの権利制限に関する一考察 ： 近時の欧州司法裁判所判決を素材に
Author(s)	青木, 大也
Citation	
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/81473
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

パロディの権利制限に関する一考察
—近時の欧州司法裁判所判決を素材に

青　木　大　也

1　はじめに

我が国において、著作権法上のパロディの取扱いについては、既に多くの議論が存在している[1]。他国における取扱いについても既に相当数の紹介があるところであるが、近時欧州司法裁判所において、情報社会指令[2]５条（３）（k）に規定された parody に関する権利制限規定[3]について、注目すべき判断がなされた。判決の内容からすると、従前欧州各国でなされてきたパロディに関連する解釈についても、再検討される可能性のあるものであり、我が国においてパロディの取扱いを検討する上でも、参考にし得るものと思われる。

本稿では、当該判決を中心に、米国の Campbell 事件連邦最高裁判決との対比も交えながら、簡単にパロディの定義や要件を整理するとともに、我が国における検討の視座を探求してみたい。

なお本稿では、基本的に著作権侵害の成否を検討するものであって、著作者人格権に関する議論は、他日を期したい。

2　我が国における議論

この点については紙幅の関係もあり、簡単に紹介するに留める。

---

[1] 俯瞰するものとして、青木大也「著作権法におけるパロディの取扱い」ジュリスト1449号（2013年）55頁。具体的事例をもとに幅広く検討を加えるものとして、伊藤真「具体的事例から見る日本におけるパロディ問題」パテント66巻６号（2013年）４頁。

[2] Directive 2001/29/EC of the European Parliament and of the Council of 22 May 2001 on the harmonisation of certain aspects of copyright and related rights in the information society, OJ L 167, 22.6.2001, p.10-19.

[3] なお条文上は、caricature や pastiche も規定されているが、後述の Deckmyn 事件判決で問題となった parody に限って検討する。もっとも、当該判決に対する EU 法務官（Advocate General）の意見によれば、これらに明確な区別は必要ではないとされているようである。Opinion of Advocate Pedro Cruz Villalón in Johan Deckmyn and Vrijheidsfonds VZW v Helena Vandersteen and Others, C-201/13, para. 46.

我が国において他人の著作物のパロディとしての利用を容認しようとする考え方は、大きく二つに分けられる。すなわち、本質的特徴の直接感得性を問題とする立場と、権利制限規定、特に引用の権利制限規定（著作権法32条１項）による立場が見受けられる。

本質的特徴の直接感得性を問題とする立場からは、パロディは、客観的には原作品の創作的表現を利用しているものの、その利用の態様によっては、本質的特徴が直接感得されないとして、権利侵害を否定するものである[4]。

一方、引用の権利制限規定による立場からは、当該規定を柔軟に解釈することによって、パロディとしての著作物の利用についても、権利侵害を否定する理解が指摘されている[5]。

もっとも、要件論としては、いずれも様々な指摘があるところであり、帰一した指摘があるものではない。

また立法過程での検討もなされたが、パロディに関する権利制限規定の導入には消極的な結論が示されている[6]。

3　米国における取扱い

この点も簡単に紹介するに留める。

米国の Campbell 事件連邦最高裁判決[7]においては、fair use の第一要素において重要となる、著作物の利用が transformative か否かを検討するに際し、

4　髙部眞規子「判例から見た翻案の判断手法」著作権研究34巻（2007年）18頁。なお、翻案に該当する利用形態を念頭に議論を行っているが、近時の裁判実務においては、複製権侵害についても同様の規範を指摘するものもあり、そのようなパロディについても、認められる余地の広狭は別として、適用の余地はあると思われる。パロディについては、例えば、小泉直樹「表現の自由、パロディ、著作権」ジュリスト1395号（2010年）154頁。

5　例えば、田村善之『著作権法（第二版）』（有斐閣、2001年）58頁等。類推適用を指摘するものとして、例えば横山久芳「法学へのアプローチ［Ⅱ］著作権法—『パロディ』から考える著作権法入門」法学教室380号（2012年）32-33頁。引用の権利制限規定について柔軟な理解を示すものとして、知財高判平成22年10月13日判時2092号135頁〔美術品鑑定証書事件控訴審判決〕参照。大渕哲也「著作権間接侵害の基本的枠組（後編）」著作権法研究40号（2014年）271-272頁注186も参照。

6　文化審議会著作権分科会法制問題小委員会パロディワーキングチーム『パロディワーキングチーム報告書』（2013年）、及びそれに先立つ『海外における著作物のパロディの取扱いに関する調査研究報告書』（2012年）も参照。

7　Campbell v. Acuff-Rose Music Inc., 510 U.S. 569 (1994).

parodyの要点として、「先行する著者の作品の要素を，少なくとも一部においてはその作者の作品に対してコメントするような新たな作品を創作するために、使用する」ことが指摘されている[8]。また、原作品を対象とするために、原作品を利用せざるを得ないparodyに対して、原作品以外を対象とするsatireについては、別の正当化が必要であると指摘し[9]、parodyとsatireの区別を指摘している（だからといってsatireが一切fair useに該当しないとしているわけではなく、実際にそのように理解し得る裁判例も存在する[10]）。

4　欧州における取扱い

（1）従来の状況

欧州では、情報社会指令5条（3）(k) において、parody等を目的とした利用について、加盟国が権利制限規定を導入することが認められている。この点では、我が国と違って、明確にparody目的での利用を権利制限の対象としている。しかしながら、その具体的な文言の要件等について、条文上規定があるわけではなく、当該権利制限規定を国内法に導入した各国において、その適用を巡って解釈が行われていた[11]。

（2）Deckmyn事件判決

ところが近時、以下に紹介するDeckmyn事件において、この問題が欧州司法裁判所の判断を受けることとなった。

ア　判決の紹介

Johan Deckmyn and Vrijheidsfonds VZW v. Helena Vandersteen and Others[12]

【事案の概要】

原告は、著名な漫画“Suske en Wiske”の著作者Vandersteen氏の遺族及

---

8 *Id.* at 580.

9 *Id.* at 581.

10 Blanch v. Koons, 467 F.3d 244 (2nd Cir. 2006).

11 各国の状況については、前掲注（6）各『報告書』参照。

12 Case C-201/13, Johan Deckmyn and Vrijheidsfonds VZW v. Helena Vandersteen and Others, available at http://curia.europa.eu/juris/liste.jsf?num=C-201/13 (2014/12/10閲覧). なお当該判決については、作花文雄「英国・2014年著作権法改正（制限規定の整備）の背景と制度の概要〔前編〕」コピライト644号（2014年）47-49頁にて紹介がある。

び関係権利者である。

被告 Deckmyn 氏は“the Vlaams Belang”という政党のメンバーであり、同じく被告の Vrijheidsfonds VZW はその政党の非営利の支援団体である。

Deckmyn 氏は、ベルギーの Ghent 市での新年祝賀会において、自身の編集による2011年版カレンダーを配布した。

問題となったのはそのカレンダーの表紙の絵である。その問題の絵は、“Suske en Wiske”シリーズの“De Wilde Weldoener”というタイトルの漫画本の表紙の絵に類似していた。原作の絵では、その漫画のメインキャラクターの一人が、白いチュニックを着てコインをばらまき、人々がそれを拾い集めようとする姿が描かれているのに対して、問題の絵では、そのキャラクターが Ghent 市の市長に置き換わっており、コインを拾う人々も、ベールをまとった人や、肌の色の違う人に置き換わっていた。

原告らは、問題の絵の頒布は著作権侵害を構成するとして、ブラッセルの裁判所に提訴した。その控訴審において、被告らは、問題の絵は、政治的な漫画であって、ベルギー著作権法上のパロディの権利制限に該当すると主張した。これについて控訴審裁判所は欧州司法裁判所に対して先行判決を求めた。そこでは、以下の事項が照会されている。

「① parody の概念は、EU 法上の自律的な“autonomous”概念か。

②そうであるとすると、parody は以下の条件を満たす、あるいは以下の特質を有するものでなければならないか。

・それ自体のオリジナルの特徴を示すこと（originality）。

・そのような特徴が、合理的に見て、パロディが原作者のものと理解されることがないような形で示されていること。

・ユーモラスであることや、からかうことを狙いとするものであること。これは、そこに表現された批評が、原作品に向けられているか、他のものや人に向けられているかを問わない。

・原作品に言及していること。

③ parody と評価されるために、その他の条件を満たすか特質を有していることが必要か。」

以上の照会事項につき、EU 法務官の意見公表があり、その後、2014年９月３日，欧州司法裁判所は，情報社会指令における parody の意味について，判断を示した。

【判旨】

①について

「EU 法の統一的な適用の必要性と、平等の原則から、その意味や範囲を決定するについて、加盟国の法に対する明示の言及が無い EU 法上の条文の文言には、通常、EU 全体で、自律的で、統一的な解釈が与えられなければならない」[13]と従来判示してきたことを指摘した上で、parody についても、EU 法上の自律的な概念として、EU 全体で統一的な解釈がなされなければならないと判示されている[14]。

なお、情報社会指令では、同条項は選択的な権利制限規定であり、加盟国が任意に国内法に導入する仕組みを採用しているが、この点を根拠に、上記の解釈が否定されるものではないとも指摘されている[15]。これは、権利制限規定を導入した加盟国が、統一的でない手法で限界を自由に決定できるとし、結果それが加盟国ごとに分かれてしまうような解釈は、当該指令の目的にそぐわないためであると指摘されている[16]。

②③について

（parody の意味について）

情報社会指令は parody の概念について何の定義も与えていないことから、従前同様「その文言の意味や範囲は、その文言のある文脈や、その文言の含まれるルールの目的を考慮に入れながら、日常の言葉における通常の意味を考慮して決せられなければならない」と判示した[17]。

その上で、parody の本質的な特質“essential characteristics”は、「第一に、既存の作品との違いが分かるものであって、その作品を想起させるものであること、第二に、ユーモアや嘲りの表現を構成するものであること」であると指摘している[18]。

一方、その他の照会事項②で指摘されていたような要件等については、そ

---

13 *Id.* para. 14.
14 *Id.* para. 15.
15 *Id.* para. 16.
16 *Id.*
17 *Id.* para. 19.
18 *Id.* para. 20.

れが文言上導かれるものかどうかは明らかではないとした上で[19]、上記のような解釈は、parody が権利制限規定であるから、厳格解釈されるべきとするコンテクストからも否定されないとする[20]。加えて、「いずれにしても、parody の概念の解釈は、権利制限規定の設けられた効果が保護され、またその目的が遵守されるようにするものでなければならない」とした[21]。

以上から、結論として、parody は上記２つの特質を有するものであって、パロディ作品が、原作品との違いがわかる以外に、独自の個性を示すことや、合理的に考えて、原作品の著作者以外の人のものと理解され得ることや、原作品自体に触れること又は原作品の出典に言及することは要求されていないと判示した[22]。

（「公正なバランス」について）

その上でさらに裁判所は、情報社会指令５条（３）（k）の目的について、一般的に情報社会指令の目的が想起されなければならないとして、前文（３）を参照し、「ハーモナイゼーションが、域内市場の４つの自由の実現に役立つことや、法律及び知的財産も含めた特に財産の基本原則と、表現の自由と、公共の利益を遵守することにも関連するものである」との目的を確認している[23]。そして「parody が意見表明の適切な方法であることに疑いはない」と評価した[24]。加えて、更に前文（31）も参照し、「情報社会指令の、５条に規定された、２条、３条の権利に対する制限は、特に、一方で著作者の権利と利益、他方で保護対象のユーザーの権利との『公正なバランス “fair balance”』が達成されることを目的とするものである」と判示する[25]。これらのことから、裁判所は、具体的な事案において、parody の権利制限を適用するに際しては、「一方で情報社会指令２条、３条に規定されている者の利益と権利と、他方で parody の権利制限を主張するユーザーの表現の自由との公正なバランスをとらなければならない」とし[26]、更にその判断にあたっては、「その事

19 *Id.* para. 21.
20 *Id.* para. 22.
21 *Id.* para. 23.
22 *Id.* para. 24, 33.
23 *Id.* para. 25.
24 *Id.* para. 25.
25 *Id.* para. 26.
26 *Id.* para. 27, 34.

案に係る全ての事情が考慮されなければならない」と判示した[27]。

本件については、原告らによれば、問題の絵が差別的なメッセージを供するものであり、原著作物もそれに関連付けられてしまう効果があることに留意すべきであるとし[28]、もしそうであれば、Council Directive 2000/43/EC of 29 June 2000[29]や、EU 基本権憲章21条（1）を指摘した上で[30]、原告らのような情報社会指令２条、３条の権利者は、原則として、著作物がそのようなメッセージと関連付けられることのないようにする正当な利益を有すると判示した[31]。

以上をまとめて裁判所は、国内裁判所が、事案の全ての事情を考慮した上で、「情報社会指令５条（３）（k）のパロディの権利制限の適用が、問題の絵が本質的な特質を満たすことを前提に、公正なバランスを維持することになるかどうかを判断することとなる」と判示した[32]。

イ　分析

本件の判断から，いくつかのポイントを簡単に分析してみたい。

（ア）parody の解釈方法について

まず，parody の解釈方法についてである。以前よりパロディは多分に文化的な背景に影響されるものであることから，国ごとに様々な解釈が行われるとの理解もありうるところかと思われた。しかし欧州司法裁判所は、EU 域内での統一性を重視し，文言上は，EU 法務官のような留保[33]，すなわち各国の国内裁判所による広い解釈余地を認めることがないようである。域内統一という特殊な事情によるものではあるにせよ，今までのプラクティスにおいて， parody に関する権利制限規定を導入している各国におけるその運用や、あるいは追加的な要件等が本当に同様の理解に基づくものであったか，今後何らかの修正を迫られることになるのか、検証されることとなろう。

---

27 *Id.* para. 28.

28 *Id.* para. 29.

29 Council Directive 2000/43/EC of 29 June 2000 implementing the principle of equal treatment between persons irrespective of racial or ethnic origin, OJ L 180, 19.07.2000, p.22-26.

30 Deckmyn, *supra* note 12, para. 30.

31 *Id.* para. 31.

32 *Id.* para. 35.

33 AG Opinion, *supra* note 3, para. 38.

我が国との関連からすると、あくまで欧州における特殊な事情、すなわち域内での統一性を重視した結果、情報社会指令による権利制限規定の条文の採否だけでなく、その条文の文言の解釈についても、統一的な理解が要求されていると解される。そのため、欧州司法裁判所の理解をそのまま我が国におけるパロディの議論に持ち込むことは、前提を異にすることとなろう。しかしもちろん、以下に紹介するその具体的な理解自体は参考に値すると思われるし、また従来我が国に紹介されてきた欧州各国の該当条文やその解釈に対しても、影響をもたらす可能性がある点には注意が必要である。

（イ）parody の意味について

欧州司法裁判所の判決では、parody に該当するための本質的な特質として，2点が挙げられている。裁判所の判断においては、これらが要件と理解されるようであり、その他の要件については、parody それ自体の要件としては要求されていないようである。またこれらの特質は、parody の日常的な意味を中心として導かれている点にも留意する必要がある。

１点目の,「既存の作品との違いが分かるものであって、その作品を想起させるものであること」という点は，原作品との区別と原作品の想起と理解され、いずれも parody という著作物の利用形態の本質的な意義として要求されている。

次に２点目としては、「ユーモアや嘲りの表現を構成するものであること」が要求されている。これは、Campbell 事件連邦最高裁判決の指摘するような、parody を原作品に対するコメントと位置付ける考え方とはニュアンスを異にするように思われる（もちろん重複する場合も多いと思われる）。もっとも、ここでいうユーモアや嘲りがどのようなレベルで要求されるのか[34]、またどのように判断されるのかについては、明らかではない。

続いて，不要であるとされた要件を確認する。

まず、parody に originality は必要ないとされている[35]。この点、パロディ

[34] 例えば、同様にユーモアを要件として要求するフランスにおいては、現在はかなり拡張的に理解されている旨、指摘されている。前掲注（６）『海外における著作物のパロディの取扱いに関する調査研究報告書』59頁〔駒田泰土〕。また、本判決の理解として、効果ではなく主観的意図を基準とすべきであるとするものとして、Eleonora Rosati, *Just a Matter of Laugh? Why the CJEU Decision in Deckmyn is Broader than Parody* 7 (November 18, 2014). Common Market Law Review, 2015, Forthcoming. Available at SSRN: http: //ssrn.com/abstract=2526835.

が保護されるべき理由として、パロディには利用者の新たな創作、新たな表現が含まれていること（かつその上で、単なる権利侵害となる翻案等と区別されるパロディ特有の何かを指摘する必要があるが）を指摘することもありえたが、欧州司法裁判所の判決では、原作品との区別が可能である以外に、originality は要求されないとしている。米国の transformative use において、表現の内容の追加や変容よりも、その目的が注目される点[36]と、類似する考え方と評価できようか。

更に、原作者以外の者の手によると合理的に理解される必要もなく、また原作品への言及も必要ないとされている。この点、我が国の引用の権利制限規定を応用する場合、原作品の出所の明示（著作権法48条）が条文上ネックとなり得るところであるが、欧州においても、情報社会指令５条（３）（d）において別に引用の権利制限規定が存在し、そちらでは利用される著作物の出典等が示されている旨要求されている。parody の権利制限規定にはそのような要件が条文上も課されていない以上、欧州司法裁判所の判示はおそらく自然な帰結であろう。

欧州司法裁判所の判決によれば、それ以外の要件もないとのことであるから、例えば原作品を利用する必要性（Campbell 事件連邦最高裁判決でいう parody と satire の区別に関連する）や、営利目的の有無、原作品の市場への影響といった点は、parody の定義自体には影響しないということになろう。ただし、後述のバランシングにて影響するものと理解される。

一方で、この２つの特質を有しないものについては、本条項による parody の防御を認めることはできないことになる。この点米国における fair use の場合、Campbell 事件連邦最高裁判決で parody を fair use で保護した以外にも、裁判所は satire と思しき事案に対しても fair use を適用する等、状況に応じて柔軟な運用が可能であるのに対して、欧州においては、少なくとも

---

35 ここでいう originality という単語自体の定義は情報社会指令にはないものの、最近の事例においては、(the) "author's own intellectual creation"と理解されているようである。Case C-5/08, Infopaq International A/S v. Danske Dagblades Forening, 2009 E.C.R. I-6569, paras. 37-39や、Case C-393/09, Bezpečnostní softwarová asociace - Svaz softwarové ochrany v. Ministerstvo kultury, 2010 E.C.R. I-13971, paras. 45-46を参照。

36 R. Anthony Reese, *Transformativeness and The Derivative Work Right*, 33 Colum. J. L. & Arts 467, 494 (2008). 奥邨弘司「米国著作権法における Parody」著作権法研究37号（2011年）31-33頁も参照。

parody の文言によって、保護の範囲をかなり明確にしている点が特徴的である。これは既に触れたように、欧州域内での統一的な運用を確保することが主たる目的であろうが、現在の、加盟国が導入可能な権利制限規定が限定列挙されていると理解される状況下において、素直に考えれば、いずれかの特質を欠く場合（特にユーモア等の要件については、運用次第で微妙なケースも多いように思われる）、他の権利制限規定で保護されない限り、その利用は著作権侵害を免れないこととなろう。この点、英国の Gowers Review において、transformative use に係る権利制限規定を情報社会指令に導入するよう、政府に欧州委員会での働きかけを要請した点が想起される[37]。

（ウ）権利者の利益・権利と利用者の表現の自由との公正なバランス

更に欧州司法裁判所は、上述の parody に該当することを前提に、実際の権利制限規定の適用の可否について、権利者の利益・権利と利用者の表現の自由との公正なバランスを図るよう、指摘している[38]。

この判断について、欧州司法裁判所は当該事案の全ての事情を考慮するよう指摘するのみで、具体的にどのような要素や重みづけをもって検討すべきかを明らかにしているわけではない。ここでの表現の自由を認めるべき表現が、米国の parody におけるコメントの類に限定されている節もない。

しかし本件で注目されるのは、権利者の正当な利益として、著作物を差別的なメッセージに関連付けられない利益が指摘されている点であろう。ここでは、利用者の表現の自由に対する権利者の対抗利益として、差別の禁止を示した基本権憲章や指令を参照した上で、上述のような利益を認めている。

---

[37] Gowers Review of Intellectual Property, para. 4.88. available at https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/228849/0118404830.pdf (2014/12/10閲覧).

[38] 判決でも指摘されるように、このようなバランシングは、従前の事例においても、（文言に若干の差異はあるようであるが）指摘されている。例えば、Case C-145/10, Eva-Maria Painer v. Standard VerlagsGmbH and Others, 2011 E.C.R. I-12533, para. 132等参照。なお、EU 基本権憲章17条（2）において、知的財産権も保護の対象として規定されている。また、表現の自由と著作権（欧州人権条約第一議定書1条による財産権の保護に含まれるとされる）のバランスに係る判断は欧州人権裁判所でも問題となっている。Ashby Donald and others v. France, App. No. 36769/08 (2013), 45 IIC 354 (2014) や Neij and Sunde Kolmisoppi v. Sweden (dec.), App. No. 40397/12 (2013)、及び関連して、Christophe Geiger & Elena Izyumenko, *Copyright on the Human Rights' Trial: Redefining the Boundaries of Exclusivity Through Freedom of Expression*, 45 IIC 316 (2014) も参照。

差別的なメッセージに関連付けられることで、著作物（著作権）の市場が害される、あるいはその価値が毀損されるといった指摘もない点からも、著作（財産）権に限らないバランシングを行う意図が伺えよう。もっとも、対抗利益として認められる当該利益がどのような位置づけのものなのかは明らかではない。著作者人格権の一種と見ることもできるであろうが、その場合、理論的には、二元的な立場を採る国にあっては、著作権侵害訴訟において問題視されることの是非をはじめ、著作権、その権利制限規定と著作者人格権の関係について議論する必要があろう[39]。また権利者の基本権（表現の自由[40]等）として捉えることもできるであろうが、その理解によっては、権利者においてparodyに利用されない自由や権利をも承認しかねない。この点、本判決では差別が欧州において容認されないことを前提に、その関連付けを拒否する正当な利益を見出している点が注目される。利用者の表現の自由の保護レベルが低下する要素と理解することもできるように思われるが、一般論として、何に裏打ちされればparodyを拒否するための対抗利益となるのか[41]、検証が進むこととなろう。更にいずれの場合であっても、著作者の死後である本件では、著作者と著作権者の関係も問題とされよう[42]。

この判断や、対抗利益の中身については賛否両論あり得るところと思われるが、我が国において同様の議論の立て方を採用する場合には、対抗利益の位置づけや程度について、慎重に議論されるべきであろう。

ウ　判断の含意

上述のようにDeckmyn事件における判決は、parodyの２つの特質について指摘した上で、それを備えることを前提に、更に権利者の利益・権利と利用者の表現の自由のバランシングを行うことを明らかにしている。この判断から、以下の点が含意として導かれるように思われる。

39　我が国の著作権法においても、113条６項において、著作者人格権の概括的な侵害規定が準備され、更に60条において、著作者の死後における著作者人格権の保護についても、一定程度認められている。また二元論を前提とした50条も存在している（もっとも、文言は片面的である）。*See also* Rosanti, *supra* note 34, at 10-14.

40　米国における差止請求に関連してではあるが、利用者の表現の自由との比較衡量においては、権利者の財産的利益のほか、「表現しない」趣旨の表現の自由が考慮されると指摘するものとして、Salinger v. Colting, 607 F.3d 68, 81 (2nd Cir. 2010)参照。

41　例えば卑猥なparodyではどうなるであろうか。

42　著作者人格権に関連して、Rosati, *supra* note 34, at 13-14.

一つは、parody の特質を設定することの意味である。上述のように、Campbell 事件連邦裁高裁判決では、parody はあくまで fair use の一類型としての位置づけであり、parody に該当しないパロディらしきものの保護の余地を否定しないのに対して、Deckmyn 事件において、欧州司法裁判所は、相当程度明確な例外規定として位置づけ、その外側の保護を認めるものではないように読める[43]。すなわち、2つの特質を満たす parody と、それ以外のパロディらしき表現とを、何らかの理由（この点は後述する）で区別し、前者に対してのみ権利制限規定の恩恵を与えることとしている。これが欧州における基本権に関連した条約や指令等と平仄のとれた理解だと仮定すると、parody 以外の（情報社会指令に列挙された他の権利制限規定によっても救われない）[44]パロディらしきものを、著作権を以って規制したところで、利用者の表現の自由を致命的に害する結果にはならないということになろうか。この点については、本当にそのような理解となるのか、他の規定による防御の余地をも念頭に置いた上での解釈なのか、特質の解釈やその当てはめ次第ではあるにせよ、注意する必要があろう[45]。

2つ目は、その特質の内容である。特にユーモアや嘲りの内容を構成するものであることを要求する点は、parody を一般的な表現の自由によって正面から正当化しようとする考え方からは説明が難しいように思われる。それが Campbell 事件連邦裁高裁判決において認められるようなコメントなり批評なりと評価されるものであればさておき、字義どおりに理解する限り、少なくともユーモアや嘲りの内容を有するか否かで、一般的な表現の自由において保護されるべき価値に差異が生じるとは、あるいは差異があると認めることは、考えにくいように思われるためである。ここではむしろ、そのような独特の内容を有する表現を parody として切り出し、著作権法上権利侵害を否定する防御を認めるということを指摘しているように理解できる。加え

---

43 ただし加盟国においては、著作権法に規定されている以外の外在的事情により、権利制限を行う余地を認めている。例えば、英国における Ashdown v. Telegraph Group Ltd., [2001] EWCA Civ 1142等を参照。後掲注（45）も参照。

44 もちろん、列挙された権利制限規定が十分に国内法に導入されていない結果生じる問題については別に検討の必要がある。

45 この点については、前掲注（38）で示した昨今の状況からすると、著作権法の外側からの権利制限等、著作権侵害となる範囲を限定する余地も考えうるところであり、今後どのような位置づけとなるかは明らかではない。

て、このような定義に当てはまることを前提に、利用者の表現の自由と著作者の利益・権利のバランスを取ると指摘していることからすると、ここでユーモアや嘲りの内容を構成する parody を切り出すのは、parody としての利用が一般的に表現の自由に資するという理解以前に[46]、parody が parody として保護の対象となっていることを指摘しているように読むこともできる。それを例えば伝統的な文化[47]と説明するのか、芸術の自由[48]等により特別に保護されるべき属性のものとするのか、それとも従来存在していたという既得権的なもの[49]と説明するのか、その他の理由があるのかは（重複の有無を含め）明らかではないが、その枠内で、利用者の表現の自由の問題をバランシングの際に検討するという仕組みは、fair use を、表現の自由を担保する憲法上の存在と位置づけた上で、parody をその一部、一類型として、その内容を解釈する米国の手法[50]とは、異なるものといえる。そして一方で、parody に該当しない、あるいは parody に概念上は該当するがバランシングに敗れた結果、まだ保護されていないパロディが存在するとすれば、欧州において

---

46 もちろん、判決も指摘するように、パロディは意見表明の適切な方法であり、表現の自由に資する側面があることは間違いない。例えば European Copyright Code においても、parody 目的の利用は、5.2条（e）において、表現および情報の自由のための利用として位置づけられている。http://www.copyrightcode.eu/（2015/1/25閲覧）.

47 青木・前掲注（1）59頁参照。

48 ドイツ基本法５条３項、Germania Ⅲ事件を紹介する駒田泰土「大陸法における権利制限」著作権研究35号（2008年）58-60頁参照。

49 米国における一部の権利制限規定について、原理原則からというより、政治的妥協から導入されていると指摘するものとして、Pamela Samuelson, *Justifications for Copyright Limitations & Exceptions* 24（August 1, 2014）. Forthcoming chapter in Ruth Okediji (ed.), Copyright Law in an Age of Limitations and Exceptions. Available at SSRN: http://ssrn.com/abstract=2476669、及び2013年の大阪大学 IPrism 国際知的財産シンポジウムにおける同氏の報告" A PRINCIPLED APPROACH TO © EXCEPTIONS & LIMITATIONS" も参照。ここでは parody の権利制限規定がロビイング等によって導入されたのではないかということを指摘したいのではなく、米国でも原理原則によっては説明が難しい権利制限規定が存在するように、欧州における parody も、少なくとも一部には、原理原則から説明できないそのような特殊なものを一旦切り出している側面があるのではないか、と指摘するものである。

50 Eldred v. Ashcroft, 537 U.S. 186（2003）等を参照。また parody については、Suntrust Bank v. Houghton Mifflin Co., 268 F.3d 1257（11th Cir. 2001）等を参照。なお、Campbell 事件連邦裁高裁判決自体は、表現の自由を担保するための fair use を明言するものではない点には注意が必要である。

は、それは（立法裁量の余地を一切認めないとしない限り、著作者を不当に害さないこと等を条件とした、欧州法上の）立法政策の問題として、新たな権利制限規定（乃至、旧規定の改正）によって、保護が検討されるべきものということになろう[51]。

エ　我が国への示唆

我が国の著作権法の議論に何かしらの示唆を得るとすれば、まず、パロディにも多様なものが存在するが、その中で、パロディ目的での利用に際して、その規制が利用者の人権（表現の自由）に関して憲法上問題となるようなもの[52]については、現行法下で著作権侵害訴訟となった場合には、少なくとも先述の我が国の解釈論を以って、著作権侵害を否定すべきものとなろう[53]。米国においても欧州においても、憲法（人権、基本権）の文脈から著作物の利用を検討するスタンスが見受けられた。もっとも、そこで利用者において主張されるべき表現の自由は、米国の parody のように何らかのコメントであるが故、と限る必要があるのかは、別途検討されなければならない[54]。

他方で、欧州司法裁判所の判示からすると、パロディが本来的に特別な扱いを受けるべき根拠の存在も、読み取れそうであった。上記の憲法上の問題を生じないと判断されたものについては、過去から伝統的に創作されていたものであっても、最近の技術の進歩によって新たに登場したものであっても、上記のようなパロディを特別扱いすべきとする根拠の有無や程度を踏まえた上での、現行法の解釈[55]が行われるべきであるし、そこに含まれないパロディ

51　欧州ではないが、カナダ著作権法29.21条(1)における、parody とは別に用意された、UGC (mash-up) の権利制限規定は、(我が国においてはいわゆるパロディに含まれうるものであろうが) 現時点ではこの範囲に位置付けられるのではないか。なお、UGC を巡っては、欧州においても、2008年の Green Paper "Copyright in the Knowledge Economy" (http://ec.europa.eu/internal_market/copyright/docs/copyright-infso/greenpaper_en.pdf (2015/1/10閲覧)) において、一部 parody の権利制限規定の適用余地が示唆されていたが、近時、権利制限規定の要否等について、public consultation が行われ、結果が公表されている。http://ec.europa.eu/internal_market/consultations/2013/copyright-rules/index_en.htm(2015/1/10閲覧).

52　この範囲自体、大きな議論となることはもちろんである。

53　前掲注（6）『パロディワーキングチーム報告書』29頁脚注88参照。なお、萎縮効果を否定するために、現行法上認められるパロディについても、立法を行う意義は残ろう。

54　一定の内容に注目する場合の是非について、大日方信春「著作権と憲法理論」知的財産法政策学研究33号（2011年）254-256頁参照。

については、その意義と、権利者の権利・利益との比較衡量に基づく立法論の問題として、著作権の制限を認めるか否かの合意を待つべきもの[56]と理解するのが素直であろう[57]。

保護すべきと考えるパロディについて、上記の様々な趣旨が反映されることもあろう。また、ある趣旨には適うが、他の趣旨からは否定されるべきものもあろう。これらをまとめてパロディの問題として混同して扱うのは適切ではなく、著作権法と憲法との関係性を改めて検証する一方で、何故パロディが特別扱いされるのか（あるいは、されてきたのか）を一つ一つ突き詰め、それが我が国において認められるか、またどこに位置づけられるものなのかを明らかにする作業が必要である。

5 おわりに

以上のように、駆け足であるがDeckmyn事件に係る欧州司法裁判所の判決を紹介し、簡単な分析と検討を行った。我が国においては、今回の欧州司法裁判所の判決が欧州各国に与える影響を注視しつつ[58]、引き続き我が国におけるパロディの取扱いを模索していくこととなろう。本稿がその模索の一助となれば幸いである。

---

55 少なくとも、本文で確認してきたように、域内統一を眼目とする欧州における権利制限規定ほどの厳格な文言解釈が我が国で要求される事情はないはずである。他方で、権利制限規定は一定の目的に応じて用意されていることからすれば、パロディを保護すべき根拠とそれが（ある程度）マッチしていることは必要となろう。昔からある芸術だからといって引用ができるというより、何かへのコメントであるから引用ができる（あるいは、より広く認められる）、とする方が素直ではないだろうか。もちろん、各権利制限規定の解釈が拡大され、結果含まれるパロディの範囲が拡大することも考えられる。

56 この点で「政策形成過程のバイアス」に注目する場合、一般的権利制限規定の導入も検討されよう。田村善之「日本の著作権法のリフォーム論―デジタル化時代・インターネット時代の『構造的課題』の克服に向けて―」知的財産法政策学研究44号（2014年）30頁以下参照。米国のfair useの運用には、その余地があるといえる。

57 この点は、パロディに限らず、本来あらゆる権利制限規定において検証され得るものであろう。

58 更に、欧州委員会は2015年、著作権ルールの現代化に取り組む姿勢を明らかにしており、その結果も注目されよう。http://europa.eu/rapid/press-release_IP-14-2703_en.htm (2015/1/25閲覧).